

令和6年度
企業のScope 3対応に向けた
航空貨物輸送でのSAF活用促進事業

【募集要項】

＜事業実施機関＞

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

（愛称：クール・ネット東京）

〒163-0817

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル17階

ホームページ：

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/scope3>

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

9：00～17：00（12時から13時までは除く）

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

助成金を申請される皆様へ

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としましては、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

企業のScope 3対応に向けた航空貨物輸送でのSAF活用促進事業に係る助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請または受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
2. 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
3. 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に違約加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。

公益財団法人 東京都環境公社

目次

はじめに.....	4
本助成事業における用語一覧	5
1 目的.....	6
2 支援内容.....	7
3 スケジュール.....	8
4 助成対象事業者.....	9
5 支援対象者.....	10
6 補助要件.....	11
7 助成対象経費.....	13
8 申請方法.....	14
9 審査方法.....	15
10 交付決定後（採択後）の流れ	16
11 事業を実施するための注意事項	17
12 事業完了後の注意事項	18
13 助成金交付決定の取消し及び助成金の返還.....	18
14 情報の取扱いについて	19

はじめに

助成金を申し込む前に下記事項を御確認ください。

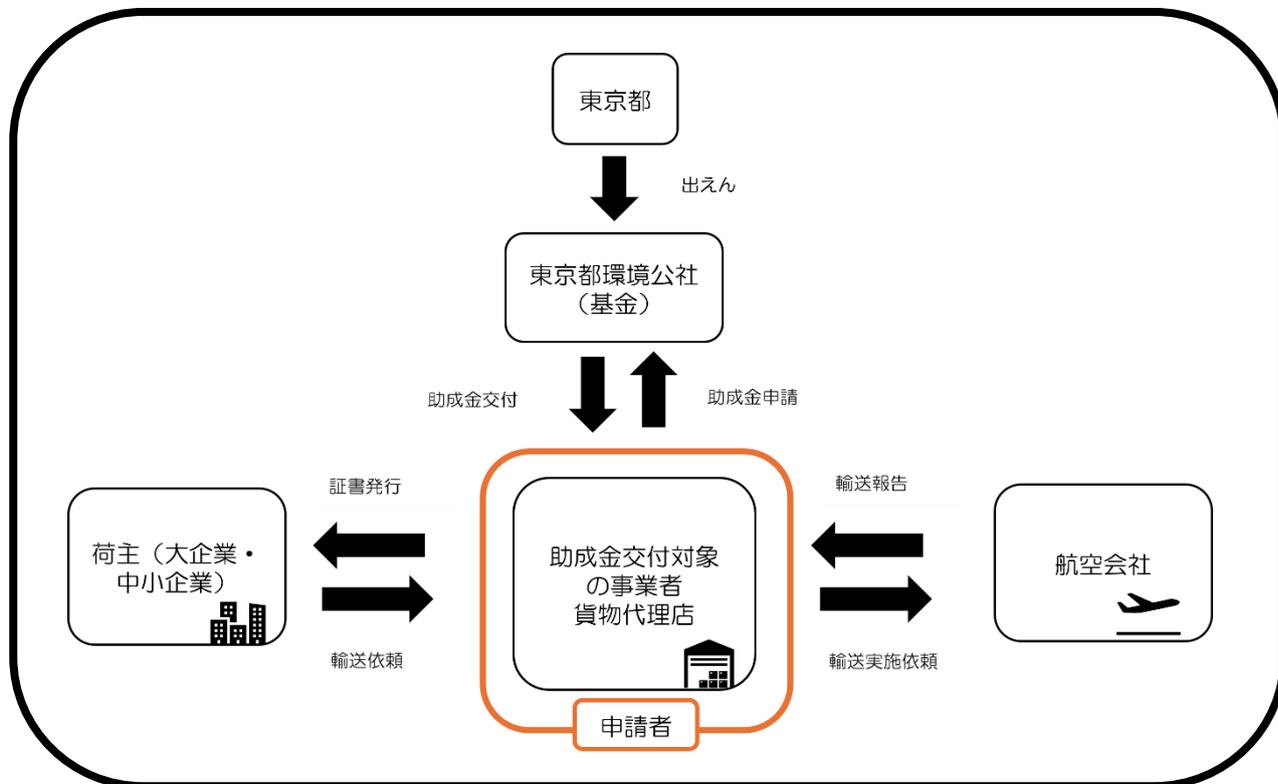
- 助成金の支払いは、事業の実施を東京都環境公社（以下、公社という。）等が確認した後（後払い）となります。
- 適正に事業が行われたかどうか等进行检查した上で、助成金額を確定します（検査の結果、実際の支払金額が交付決定額より減額になることがあります）。
- 助成金に採択された方への通知（交付決定通知書）に記載される交付決定額は予定上限額であり、支払いを保証するものではありません。
- 助成金に採択された方には、実施状況の報告等の義務が発生します。詳しくは該当ページを御確認ください。
- 助成対象事業者と助成対象事業に該当するかどうかを御確認ください。

本助成事業における用語一覧

SAF	持続可能な航空燃料（Sustainable Aviation Fuel）であり、廃食油、サトウキビ等のバイオマスや、都市ごみ、廃プラスチック等を用いて生産される燃料。
中小企業	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者（ただし、ソフトウェア業又は情報処理サービス業については、資本金規模3億円以下又は従業員規模300人以下の者）であって、次に掲げる要件に該当しない者 <ul style="list-style-type: none"> ● 大企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を所有している。 ● 複数の大企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を所有している ● 大企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員の総数の2分の1以上を兼務している。
大企業	上記「中小企業」の規模を超える者。または、大企業が実質的に経営に参加している者。
助成対象期間	採択された事業を実施する期間かつ助成対象とする経費の発注又は契約・実施・支払いを行う期間。 本助成事業では、交付決定日から令和7年3月31日までの間。
助成対象経費	助成金の交付額を決定するための算定の対象となる経費。 本事業の「助成対象経費」については、「7 助成対象経費」を参照。
助成率	助成対象経費の内、助成金として交付される金額の割合。
助成限度額	助成金として交付される最大額。
交付決定	申請が助成対象事業として採択された場合、申請者宛てに「交付決定通知書」を郵送します。交付決定は支払いを保証するものではありません。
交付決定額	交付決定時点において、今回の助成事業で交付することが適切であると認められた金額の最大額。検査の結果、実際の支払金額が交付決定額より減額になることがあります。
事業完了	本助成事業では、事業者が申請書に記載した全ての事業の助成対象経費の支払いを終えることを事業完了とします。事業完了から15日以内に、公社指定の様式により実績を報告していただきます。
完了検査	実績の報告書類、成果物及び経理書類等により、採択された事業内容どおりに事業が実施されたかどうか等を確認します。
助成金額の確定	完了検査の結果に基づき、お支払いする助成金の額を確定し、書面により通知します。

1 目的

SAFを活用した環境負荷の少ない航空貨物輸送を行う事業者を公募し支援することで、企業のサプライチェーン全体におけるCO2 排出量削減への寄与を目的とします。



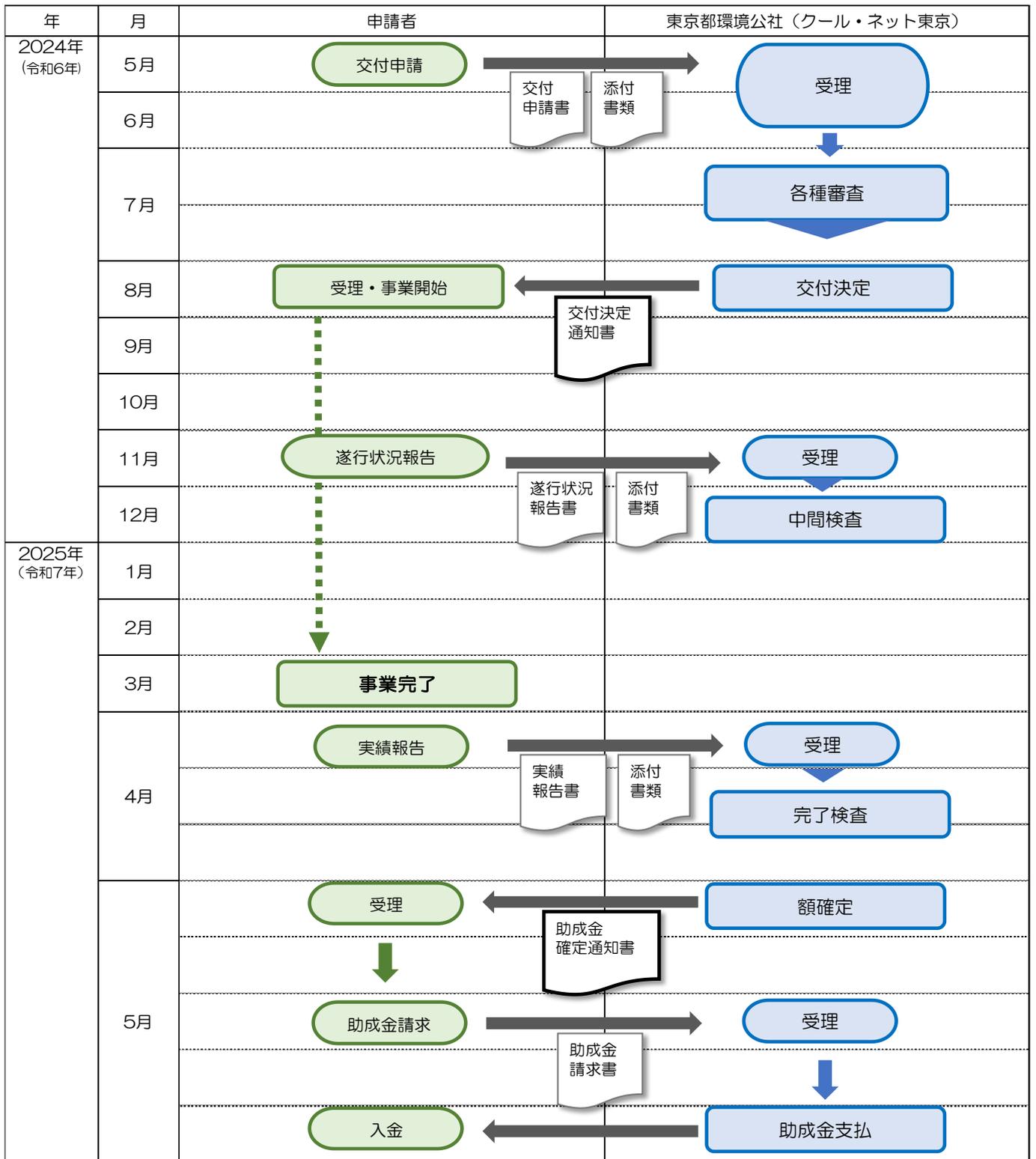
- 基金の造成
東京都は、本事業の原資を公社に出えんし、公社はその出えん金により基金を造成します。
- 助成事業
公社は基金を原資として、助成対象となる事業を行う事業者等に対して、その経費の一部を助成します。

2 支援内容

企業のサプライチェーン全体におけるCO2 排出量削減への寄与を目的に、荷主が貨物代理店を通して行う航空貨物輸送におけるSAF利用時に要する経費を支援します。

助成対象事業者 (詳細は「4 助成対象事業者」を参照)	✓ 都内に本店又は支店登記があり、実質的に都内で事業を行っている貨物代理店
支援対象者 ((詳細は「5 支援対象者」を参照))	✓ SAFを使用して航空貨物輸送を行う、都内に本店又は支店登記があり、実質的に都内で事業を行っている企業
助成対象事業 (詳細は「6 補助要件」を参照)	✓ 企業のサプライチェーン全体におけるCO2 排出量削減への寄与を目的に、荷主が貨物代理店を通して行うSAF利用の航空貨物輸送
補助要件 (詳細は「6 補助要件」を参照)	✓ 航空貨物輸送は、羽田空港または成田空港発着の貨物便であること。 ✓ 貨物代理店は荷主企業に対し、助成対象期間内にCO2削減証書を発行すること。
助成対象期間	✓ 交付決定日から令和7年3月31日までの間
助成率 (詳細は「6 補助要件」を参照)	✓ 大企業 : 助成対象経費の2/3 ✓ 中小企業 : 助成対象経費の10/10
助成限度額 (詳細は「6 補助要件」を参照)	✓ 大企業 (1社あたり) : 1,000万円 ✓ 中小企業 (1社あたり) : 300万円
助成対象経費 (詳細は「7 助成対象経費」を参照)	✓ 荷主が貨物代理店を通して行う航空貨物輸送経費のうち、SAF利用時に要する経費

3 スケジュール



4 助成対象事業者

申請にあたっては、次の(1)～(10)の全ての要件を満たす必要があります。
また、助成事業を終了するまで、引き続き要件を満たす必要があります。

- (1) 東京都内で実質的に事業を行っている貨物代理店であること。
- (2) 助成対象事業者は、東京都内に本店又は支店の登記がある法人又は個人事業主であること。
- (3) 同一テーマ・内容で公社、国、都道府県又は区市町村等から助成を受けないこと。
- (4) 事業税等の滞納がないこと（都税事務所等との協議の下、分納している場合除く。）。
- (5) 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。
- (6) 過去に公社、国、都道府県、区市町村等からの補助事業・助成事業で不正等がないこと。
- (7) 民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。
- (8) 助成事業の実施にあたって、必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。
- (9) 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、社会通念上適切でないと判断されるものではないこと。
- (10) 公的資金の助成先として適切でないと判断されるものではないこと。

5 支援対象者

助成対象事業者が輸送依頼を受ける支援対象者（荷主企業）は次の(1)～(8)の全ての要件を満たす必要があります。また、助成事業を終了するまで、引き続き要件を満たす必要があります。

なお、支援対象者の以下の要件確認は、助成対象事業者が行うこととします。

- (1) 支援対象者である荷主企業は、実質的に東京都内で事業を行っていること。
- (2) 支援対象者である荷主企業は、東京都内に本店又は支店の登記がある法人又は個人事業主であること。
- (3) 事業税等の滞納がないこと（都税事務所等との協議の下、分納している場合除く。）。
- (4) 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。
- (5) 過去に公社、国、都道府県、区市町村等からの補助事業・助成事業で不正等がないこと。
- (6) 民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。
- (7) 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、社会通念上適切でないと判断されるものではないこと。
- (8) 公的資金の助成先として適切でないと判断されるものではないこと。

6 補助要件

(1) 事業内容

助成対象事業は、企業のサプライチェーン全体におけるCO₂ 排出量削減への寄与を目的に、荷主が貨物代理店を通して行うSAF利用の航空貨物輸送です。

(2) 補助要件

本事業では下記をすべて満たす必要があります。

ア SAFを利用した航空貨物輸送であること。

イ 本事業で利用できるSAFの環境価値は①羽田空港または成田空港で給油を受けたSAF、または②羽田空港または成田空港に直行便がある海外の空港で給油を受けたSAFのいずれかとし、航空機でSAFを消費したことで発生したものであること。なお、SAFの給油地はCO₂削減証書等にて確認する。

ウ SAFの環境価値は、①＝5割以上、②＝5割以下とし、割合は全荷主のCO₂削減量の合計より算出する。

エ 羽田・成田空港発着の貨物であるか確認するため、荷主の輸送航路や貨物重量等が分かる書類を提出すること。

オ 助成対象事業者は輸送依頼を受けた荷主企業に対し、助成対象期間内にCO₂削減証書を発行すること。

カ 助成対象事業者は航空会社等と連携し、SAF使用による料金プランを作成すること。なお、既存のプランを使用することも可能とする。

キ 補助対象経費であるSAF使用に伴い発生する追加料金の公社負担分については、荷主企業から徴収せず、貨物代理店が立て替えること。

ク 国土交通省が発行しているSAFガイドラインに準拠すること。

(3) 助成金額、助成率等

助成率や助成限度額等は下記のとおりです。

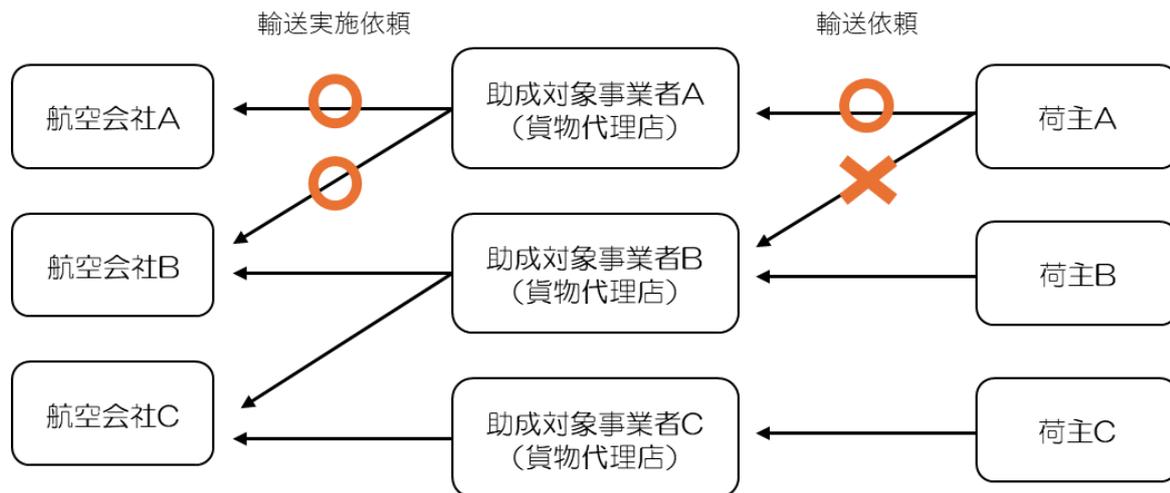
助成対象事業者 (貨物代理店)	荷主	支援荷主件数	助成限度額 (荷主1社あたり)	助成率
(予定) 3者程度採択	大企業	30社	1,000万円	2/3
	中小企業	150社	300万円	10/10

・助成対象事業者である貨物代理店は、3者程度を採択する予定です。

・助成対象事業者である貨物代理店は複数の航空会社と組むことが可能ですが、荷主は貨物代理店1社としか本事業へ参加できません。助成対象事業者は荷主へ本事業への参加をご説明する際、荷主がほかの助成対象事業者からも声がかかっていないかどうかの確認をしてください。

(下図参照)

・採択後、貨物代理店が集めた荷主に重複があった場合は、貨物代理店と荷主とで別途ご調整いただきます。それに伴い上記荷主の重複があった場合に限り、本事業においては貨物代理店がどの荷主と組むかを採択事業者の間で公表させていただきます。(採択後の動きについては「10 交付決定後(採択後)の流れ」をご確認ください。)



(4) 助成対象とならない事業

- 他の助成金・補助金の対象となっている事業
- 公序良俗に反するなど、事業の内容について適切ではないと判断される事業
- 事業又は事業主体について、助成金を交付することが不適切と判断される事業

7 助成対象経費

荷主が貨物代理店を通して行う航空貨物輸送経費のうち、SAF利用時に要する上乗せ分の料金。
(下図B円部分)



8 申請方法

(1) 令和6年度交付申請受付期間

令和6年5月16日(木)から令和6年7月1日(月)まで

※郵送の場合：17時必着となります。

※御持参の場合：受付時間は上記期間(土日祝を除く)の10時から16時まで。
事前にお問い合わせの上お越しください。

(2) 交付申請様式・提出書類チェックリスト

交付申請様式・提出書類チェックリストについては、下記ホームページよりダウンロードしてください。

《<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/scope3>》



(3) 申請方法

ア 申請は、郵送又は御持参でのみ受け付けます。

イ 申請様式はA4の用紙に片面印刷でお願いします。

ウ 封筒の表に、「企業のScope 3対応に向けた航空貨物輸送でのSAF活用促進事業
申請書類在中」と赤字で記入またはマーカー等でわかりやすく表記してください。

エ 鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したものの、及び黒色又は青色以外のペンで記入したものについては、受付できません。

【送付先】

〒163-0817 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル17階

東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)

モビリティチーム

企業のScope 3対応に向けた航空貨物輸送でのSAF活用促進事業担当 宛

電話 050-3155-5646

9 審査方法

申請書類に基づき、一次審査（書類審査）を行います。一次審査を通過した申請者に対して、二次審査（面接審査）を行い、最終的には総合審査会（審査員のみでの検討会）において助成対象となる事業を決定します。

必要に応じて、公社から追加資料の提出又は説明をお願いする場合がありますが、それ以外の場合は資料の修正や追加を行うことはできません。

なお、審査はすべて非公開で行われ、審査の経過や結果等、審査内容に関する問い合わせには一切応じられませんので、あらかじめご了承ください。

<審査項目とその視点>

審査項目	審査の視点
脱炭素化への貢献度	・ 提案プランにおけるCO2削減量及びSAF使用量見込み
SAF流通促進への寄与度	・ プランの内容（プランの料金、販売ロット数等） ・ 使用する環境価値の割合 （①羽田空港または成田空港で給油を受けたSAFの環境価値と、②羽田空港または成田空港に直行便がある海外の空港で給油を受けたSAFの環境価値の使用割合） ※①の割合が大きいほど評価点が高い
CO2削減証書の適格性	・ 荷主に発行されるCO2削減証書が、第三者機関の認証等を受けた適格性の高いものか。
取組内容の実現可能性	・ 航空会社及び荷主等との連携状況を含め、申請事業は実現可能な計画になっているか
事業PR	・ 本事業に取り組んでいることの対外的なPR及び情報発信方法

10 交付決定後（採択後）の流れ

交付決定後、申請事業に取り組み、事業完了後の実績報告にて助成事業の成果及び内容等を適正と認めるときは、交付すべき助成金の額の範囲内で助成金の額を支出します。事業完了までに、下記（１）～（４）を行います。

なお、必要な様式は、交付決定を受けた方に会社からお送りします。

（１） 荷主一覧の提出（交付決定後）

ア 交付決定後、決められた期日までに本事業に参加する荷主の一覧を提出してください。採択事業者間で荷主の重複があった場合には、荷主一覧を公表の上、重複のないよう調整していただきます。

イ 重複調整後、荷主参加枠に空きが出た場合は、他の採択事業者と組んでいる荷主以外であれば本助成事業へのお声がけは可能です。先着順となりますので、荷主の本事業への参加が確定した段階で会社までご連絡ください。

（２） 遂行状況報告書の提出

ア 中間検査までに、当該期間の執行状況について、会社が指定する様式により報告してください。

イ 同報告においては、報告対象期間中に荷主と交わしたSAF使用に伴う契約書、発行済のCO2削減証書、荷主からの入金確認書類等の写しを添付してください。

なお、添付資料の詳細については、改めてお伝えします。

（３） 実績報告書の提出（事業完了時）

ア 事業が完了したときは、完了の翌日から起算して15日以内に会社が指定する様式により実績を報告してください。

イ 同報告においては、報告対象期間中に荷主と交わしたSAF使用に伴う契約書、発行済のCO2削減証書、荷主からの入金確認書類等の写しを添付してください。

なお、添付資料の詳細については、改めてお伝えします。

（４） 中間検査、完了検査

提出された遂行状況報告書に基づく中間検査、実績報告書に基づく完了検査を、各報告から1か月以内を目途に、申請書記載の事業実施場所又は会社が指定する場所で実施します。内容は、事業の成果を証する資料の確認（証拠書類などの原本照合）等となります。

なお、中間検査の際、必要に応じて進捗状況等のヒアリングもさせていただきます。

※ 実施日は、各報告書をご提出いただいた後、調整させていただきます。

（５） 助成金額の確定・支払

ア 完了検査の実施後、会社にて検査書類等を確認し、助成事業が適正に行われたと認められた範囲で助成金の交付額を確定します。確定した交付額等は、書面により通知します。

イ 助成金の確定額は、経費の合計額に助成率を乗じて得た額とします。

※ 交付決定時の助成金交付決定額は、実際の交付額の上限を示すものであり、事業完了時における完了検査後に額を確定します。よって、交付決定時の助成金交付決定額から減額されることがあります。

※ 助成金額を算定する際、千円未満は切り捨てとなります。

11 事業を実施するための注意事項

(1) 事業の内容又の変更等

交付決定を受けた後、正当な理由により助成事業の内容を変更しようとする場合、又は助成事業を中止もしくは廃止する場合には、事前に公社の承認を得なければなりません。

(2) 助成金額の確定

ア 交付決定の際に通知する「助成金交付決定額」は、助成金交付額の上限を示すものであり、交付する助成金額及び助成対象経費の額及び内容を保証するものではありません。

イ 交付される助成金額、支払経費の妥当性については、遂行状況報告書及び中間検査、実績報告書及び完了検査にて査定し、確定するため、助成金確定額は「助成金交付決定額」から減額されることがあります。

(3) 関係書類の確認

ア 中間検査、完了検査等では、助成対象事業の履行の確認資料等の提出又は原本照合による確認を行います。

イ 関係書類の確認を行う際に対象となる書類は、以下のとおりで、原本が必要です。
契約書請求書、預金通帳・当座勘定照合表、領収書 等

(4) 事業内容の変更について

申請書に記載された内容の変更は、原則できませんが、正当な理由がある場合は、事前に公社の承認を得ることにより変更できる場合があります。

12 事業完了後の注意事項

(1) 公社職員による調査等について

事業の実施状況、帳簿書類等について、現地調査を行い、報告を求めることがあります。

(2) 関係書類等の保存義務について

本事業に係る関係書類及び帳簿類は、事業完了年度の翌年度から起算して5年間、保存しなければなりません。

13 助成金交付決定の取消し及び助成金の返還

助成事業者その他関係者等が、次のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定の全部又は一部を取り消し、不正の内容、申請者及びこれに協力した者の公表を行うことがあります。その際、助成事業者等に助成金が交付済みの場合は、期限を定めて返還していただきます。

- ① 交付決定又は変更承認等の内容と異なる事実が認められたとき
- ② 不正な手段により交付決定を受けたとき
(例) 申請事業者等以外の者が申請事業者等の役員又は社員等と偽り面接審査を受け、交付決定を受けた場合
- ③ 不正な手段により、助成金交付を受けたとき、又は受けようとしたとき
(例) 他の助成事業との併用があった場合
- ④ 助成金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき
- ⑤ 申請要件に該当しない事実が判明したとき
- ⑥ 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件、助成金交付決定に基づく命令その他法令に違反したとき
- ⑦ その他公社が、助成事業として不適切と判断したとき、あるいは、助成事業者等として不適切と判断したとき

※ 刑事罰が適用される場合があります。

※ 不正又は事故を起こした助成事業者、その他関係者等は、以後、公社及び東京都が実施する全ての助成事業・補助事業に申請をすることはできません。

14 情報の取扱いについて

(1) 利用目的

提出された情報は当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のみに使用します。

また、交付決定事業の内容、進捗状況については、本事業のホームページ等で情報を公開する予定です。

(2) 東京都への提供

公社から東京都への事業報告や各種調査等において、交付決定事業者等に係る連絡先や担当者氏名、申請書記載内容等について電子データや紙媒体にて情報提供することがあります。

なお、個人情報は「プライバシー・ポリシー」に基づき管理しております。

公社ホームページ(<https://www.tokyokankyo.jp/privacy>)より閲覧できますので併せてご参照ください。